

議案第 32 号

平成 30 年度 川根本町温泉事業特別会計予算

平成 30 年度川根本町の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

川 根 本 町 長 鈴 木 敏 夫

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		3,615
	1 使用料	3,613
	2 手数料	2
2 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
3 繰入金		11,978
	1 一般会計繰入金	11,978
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		4
	1 納付金	1
	2 延滞金	1
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入	合 計	15,700

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		10,288
	1 総務管理費	10,288
2 温泉事業費		5,309
	1 温泉事業費	5,309
3 基金管理費		3
	1 基金積立金	3
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	15,700